

鳥取県公報

目次

- ◇ 條 例 鳥取県繭檢定所手数料條例の一部改正
- 鳥取県漁船機関修理手数料條例の廃止
- ◇ 規 則 鳥取県生活物資生産販売業者登録手数料規則等廃止
- 果職員の身分を証明する証票規則
- 鳥取県優生結婚相談所設置規則の一部改正
- 農道事業補助規程等の廃止
- ◇ 告 示 告示の廃止
- 土地改良区設立認可
- 昭和二十七年六月定例県会追加予算
- 鳥取県繭檢定所繰糸試験規程

條 例

鳥取県繭檢定所手数料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十四号

鳥取県繭檢定所手数料條例の一部を改正する條例

鳥取県繭檢定所手数料條例（昭和二十一年六月鳥取県條例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「(イ)繭檢定規則第十條の規定による繭檢定

第一区の荷口につき 四百五十円

第二区の荷口につき 五百 円

第三区の荷口につき 五百五十円」を「(イ)繭檢定規則

第十條の規定による繭檢定

第一区の荷口につき 六 百 円

第二区の荷口につき 六百五十円

第三区の荷口につき 七 百 円」に改める。

第一條第六号を次のように改める。

六 試験繭乾燥手数料 生繭一貫匁につき 三十円

第一條第七号中繭鑑定証の下に「及び」を加え「及び蚕

蛹含水分率鑑定証」を創る。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県漁船機関修理手数料條例を廃止する條例をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十五号

鳥取県漁船機関修理手数料條例を廃止する條例

鳥取県漁船機関修理手数料條例（昭和十五年七月鳥取県條例第二号）は廃止する。

規 則

鳥取県生活物資生産販売業者登録手数料規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十五号

鳥取県生活物資生産販売業者登録手数料規則を廃止する規則

次に掲げる規則は廃止する。

鳥取県生活物資生産販売業者登録手数料規則（昭和二十四年六月鳥取県規則第四十七号）

鳥取県碎麦管理規則（昭和二十四年九月鳥取県規則第八十七号）

地方税法第三百九十六條第二項の規定による県職員的身分を証明する証票規則をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百九十六條第二項の規定による県職員的身分を証明する証票規則

地方税法第三百九十六條第二項の規定による県職員的身

分を証する証票の様式を次のように定める。

表
面
センチメートル
5.5

第 号

市町村税

固定資産評価吏員証票

鳥取県知事 何 某 印

センチメートル
3.0

鳥取県総務部地方課

事務吏員 何 某

昭和 年 月 日交付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県優生結婚相談所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十七号

鳥取県優生結婚相談所設置規則の一部を改正する規則

鳥取県優生結婚相談所設置規則（昭和二十七年二月鳥取県規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県優生保護相談所設置規則」に改める。
第一條、第二條及び第三條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年五月二十七日から適用する。

農道事業補助規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十八号
農道事業補助規程等を廃止する規則
次に掲げる規則は廃止する。
農道事業補助規程（昭和二十三年四月鳥取県規則第二十五号）
耕地整理費補助規程（大正五年十一月鳥取県令第三十七号）

告 示

鳥取県告示第三百四十六号

次に掲げる告示は、昭和二十七年六月一日限り廃止する。
昭和二十七年七月十五日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年九月鳥取県告示第四百五十号（調理めん
の販売価格の統制額指定について）

昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百三十五号（綜
合肥給用ジャム入パンの販売価格の統制額指定につい

て）

昭和二十五年十二月鳥取県告示第六百三十四号（業務
用配給小麦粉等を主原料として製造したパンの販売価
格の統制額指定について）

昭和二十六年六月鳥取県告示第二百八十二号（綜合配
給用あんパンの販売価格の統制額指定について）
昭和二十六年十月鳥取県告示第四百八十四号（玉うど
んの販売価格の統制額指定について）

昭和二十四年九月鳥取県告示第五百二二号（昭和二十
四年産緑肥用作物（ルービン、紫雲英、蚕豆）の種子
の販売価格の統制額の指定について）

昭和二十五年三月鳥取県告示第一百二十二号（昭和二十四
年産緑肥用指定採取圃産大豆種子の販売価格の統制額
指定について）

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第
一項の規定により、東伯郡高城村大字桜平木政明外十四

名の者より、高城村桜平土地改良区設立の認可の申請があ
つたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な
審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて
同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四
年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のと
おり公告する。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写

二、縦覧の期間

昭和二十七年七月十五日から同年八月四日まで

三、縦覧の場所

東伯郡高城村役場

四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ
るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもちつて
知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四十八号

昭和二十七年七月三日定例県会の議決を経た昭和二十七
年度鳥取県歳入歳出追加更正予算並びに昭和二十七年
度特別会計災害救助基金、印刷事業費、無畜農家解消事業
費、県立中央病院事業費、発電事業費等歳入歳出追加更
正予算及び同日承認を経た昭和二十七年歳入歳出追加
予算は次のとおりである。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和27年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款	項	科	目	歳入	追加更正予算額
2	1	地方財政平衡交付金			127,708,774
3	1	公企業及び財産収入			127,708,774
	1	財産収入			26,294
4	2	分担金及び負担金			45,605,170
	2	負担金			45,605,170

5	使用料及び手数料	1,233,678	1	使用料	△	668,624	1	使用料	△	668,624	1,233,678
1	使用料	△	668,624	1	使用料	△	668,624	1	使用料	△	668,624
2	手数料	1,902,302	1	手数料	1,902,302	1,902,302	1	手数料	1,902,302	1,902,302	1,902,302
6	国庫支出金	250,427,327	1	国庫支出金	250,427,327	250,427,327	1	国庫支出金	250,427,327	250,427,327	250,427,327
1	国庫負担金	496,600	2	国庫負担金	496,600	496,600	2	国庫負担金	496,600	496,600	496,600
2	国庫補助金	240,433,165	1	国庫補助金	240,433,165	240,433,165	1	国庫補助金	240,433,165	240,433,165	240,433,165
3	委託金	9,447,562	2	委託金	9,447,562	9,447,562	2	委託金	9,447,562	9,447,562	9,447,562
7	寄附金	8,432,450	1	寄附金	8,432,450	8,432,450	1	寄附金	8,432,450	8,432,450	8,432,450
1	寄附金	8,432,450	2	寄附金	8,432,450	8,432,450	2	寄附金	8,432,450	8,432,450	8,432,450
9	繰越金	30,000,000	3	繰越金	30,000,000	30,000,000	3	繰越金	30,000,000	30,000,000	30,000,000
1	前年度繰越金	30,000,000	4	前年度繰越金	30,000,000	30,000,000	4	前年度繰越金	30,000,000	30,000,000	30,000,000
10	雑収入	16,467,108	5	雑収入	16,467,108	16,467,108	5	雑収入	16,467,108	16,467,108	16,467,108
2	弁償金及び報償金	△	52,000	2	弁償金及び報償金	△	52,000	2	弁償金及び報償金	△	52,000
5	物品売払代金	△	647,654	3	物品売払代金	△	647,654	3	物品売払代金	△	647,654
6	雑入	17,166,762	1	雑入	17,166,762	17,166,762	1	雑入	17,166,762	17,166,762	17,166,762
11	県債	183,524,000	2	県債	183,524,000	183,524,000	2	県債	183,524,000	183,524,000	183,524,000
1	県債	183,524,000	4	県債	183,524,000	183,524,000	4	県債	183,524,000	183,524,000	183,524,000
歳入合計		663,424,801	1	歳入合計	663,424,801	663,424,801	1	歳入合計	663,424,801	663,424,801	663,424,801
1	議会費	△	1,043,080	1	議会費	△	1,043,080	1	議会費	△	1,043,080
2	委員会費	△	1,314,280	2	委員会費	△	1,314,280	2	委員会費	△	1,314,280
3	政務調査会費	△	85,000	3	政務調査会費	△	85,000	3	政務調査会費	△	85,000
1	県庁費	15,055,185	1	県庁費	15,055,185	15,055,185	1	県庁費	15,055,185	15,055,185	15,055,185
2	果樹員費	16,014,365	2	果樹員費	16,014,365	16,014,365	2	果樹員費	16,014,365	16,014,365	16,014,365
3	人事委員会費	△	4,280	3	人事委員会費	△	4,280	3	人事委員会費	△	4,280
4	地方事務所費	34,100	4	地方事務所費	34,100	34,100	4	地方事務所費	34,100	34,100	34,100
5	東京事務所費	11,000	5	東京事務所費	11,000	11,000	5	東京事務所費	11,000	11,000	11,000
6	諸費	△	830,000	6	諸費	△	830,000	6	諸費	△	830,000
1	警察消防費	251,418	1	警察消防費	251,418	251,418	1	警察消防費	251,418	251,418	251,418
2	公安委員会費	369,418	2	公安委員会費	369,418	369,418	2	公安委員会費	369,418	369,418	369,418
1	消防費	△	118,000	1	消防費	△	118,000	1	消防費	△	118,000
2	土木費	387,746,933	2	土木費	387,746,933	387,746,933	2	土木費	387,746,933	387,746,933	387,746,933
1	道路橋梁費	△	4,410,345	1	道路橋梁費	△	4,410,345	1	道路橋梁費	△	4,410,345

2	河川費	5,000,000	11	社会教育費	△	305,000	
3	港湾費	24,185,000	12	教育研究指導費	△	203,000	
4	砂防費	△	32,000	13	教育研究所費	△	96,000
5	都市計画費	△	24,000	14	教育調査費	△	168,000
6	災害復旧費	343,982,094	15	体育保健費	△	635,000	
7	建築費	14,346,866	16	教育施設費	△	31,060,600	
8	土木諸費	△	300,182	17	教育諸費	△	809,000
5	教育費	106,618,560	18	恩給費	△	10,000,000	
1	教育委員会費	1,916,440	20	鳥取図書館復旧事業費	△	3,908,000	
2	教育委員会支所費	△	94,000	6	社会及び労働施設費	△	36,454,361
3	小学校費	31,645,344	1	生活保護費	△	7,973,755	
4	中学校費	17,119,308	2	社会福祉費	△	9,655,048	
5	高等学校費	9,700,606	3	児童保護費	△	115,258	
6	定時制高等学校費	2,856,888	4	児童福祉費	△	18,337,700	
7	通信教育費	96,124	5	国民健康保険費	△	52,000	
8	盲乙乙お学校費	623,250	6	世話費	△	84,924	
9	図書館費	△	365,000	7	労政費	△	216,658
10	科学館費	△	133,000	8	職業安定費	△	786,350

款	項	科	目	追加更正予算額	歳出合計	昭和27年度特別会計発電事業費歳出更正予算	146,036,310
1	1	使用料及び手数料	△ 1,262,993				
2	1	国庫支出金	70,647,000		1	発電事業費本年度支出額	-
3	1	国庫補助金	70,647,000		1	発電事業費	-
		雑収入	5,303		2	用水改良事業費	-
4	1	弁償金及び報償金	5,303				
		繰入金	647,000		歳出合計	昭和27年度鳥取県歳入歳出追加予算	-
5	1	一般会計繰入金	647,000				
		県債	76,000,000		歳入		
		県債	76,000,000				
		歳入合計	146,036,310		2	地方財政平衡交付金	56,172,550
		歳入合計	146,036,310		4	地方財政平衡交付金	56,172,550
1	1	県立病院費	146,036,310		2	負担金	2,481,100
		病院費	△ 1,262,993		6	国庫支出金	8,223,100
		給食実施費	5,303		2	国庫補助金	8,223,100
		災害復旧費	147,294,000		10	雑収入	8,910,000
		災害復旧費	147,294,000				

款	項	科	目	追加更正予算額	歳入合計	昭和27年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算	78,267,750
11	6	雑入	8,910,000		歳出合計		
		県債	2,481,000		2	繰入金	45,017,050
		県債	2,481,000		3	国庫支出金	91,451,850
		歳入合計	78,267,750		歳入合計	昭和27年度特別会計中央病院事業費歳入歳	136,468,900
		歳入合計	78,267,750				
4	4	土木費	12,568,200		歳出		
		災害復旧費	12,568,200		1	一般会計繰入金	45,017,050
5	6	教育費	1,210,000		3	国庫補助金	91,451,850
		教育施設費	1,210,000		歳入合計		
6	16	社会及び労務施設費	8,022,500		歳出		
		児童福祉費	686,000		1	災害救助費	136,468,900
		職業安定費	7,336,500		歳出合計		
8	8	産業経済費	1,290,000				
		開拓事業費	1,290,000				
13	10	諸支出金	55,177,050				
		地方振興費	8,880,000				
		繰出金	51,297,050				

4	繰入金		5,030,000
1	一般会計繰入金		5,030,000
5	果債		8,900,000
1	果債		8,900,000
繰入合計			13,030,000
出	出		
1	果債		13,030,000
5	災害復旧費		13,030,000
繰出合計			13,030,000
昭和27年度特別会計学校生徒奨励資金歳入歳出追加予算			
入	入		
3	繰入金	追加予算額	1,250,000
1	一般会計繰入金		1,250,000
歳入合計			1,250,000

1	学校生徒奨励費		1,250,000
1	奨励費		1,250,000
歳出合計			1,250,000

鳥取県告示第三百四十九号

鳥取県繭検定所繰糸試験規程を次のように定める。

昭和二十七年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県繭検定所繰糸試験規程

第一条 鳥取県繭検定所における繰糸試験については、この規程の定めるところによる。

第二条 繰糸試験を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書を鳥取県繭検定所長（以下「所長」とす。）に提出して承認を受けなければならない。

2 前項の繰糸試験は繭の検定及び鑑定に支障のない場合で限りこれを行う。

第三条 所長は、前條の規定による申請を承認したとき

は、その旨を申請者に通知しなければならない。

第四条 前條の規定による通知を受けた者は、繰糸供用繭に別記第二号様式による送付書を添えて所長の指定する日時及び場所に送付しなければならない。

第五条 繰糸試験は、一荷口の総量に対する生糸量について行う。但し、特に試験項目を指定した申請の場合には、この限りでなす。

第六条 天災その他所長の責に基かない事由により生じた繭及び生糸の滅失、き損、汚損等の損害は、これを賠償しない。

第七条 繰糸試験に関し必要な細目は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県繭検定所繰糸試験規程（昭和十一年六月鳥取県告示第三百二十九号）は、廃止する。

(別記) 第一号様式

繰糸試験申請書

左記の繭について繰糸試験を受けたいので鳥取県繭検定所繰糸試験規程により申請します。

年 月 日

申請者 住所

名 称 (又は氏名)

代表者氏 名

鳥取県繭検定所長殿

記

- 一、春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩々秋蚕繭の別
- 二、白繭、黄繭の別
- 三、生繭、乾繭の別
- 四、数量（概算） 貫
- 五、試験項目

